

令和
8
年度

全 国
労 働
衛 生
週 間
の し お り

— 令和 8 年度 全国労働衛生週間スローガン —

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場



大分労働局 各労働基準監督署

目次

令和8年度 全国労働衛生週間のしおり

01 全国労働衛生週間実施要綱等

04 労働安全衛生法の改正等

06 職場におけるメンタルヘルス対策

08 過重労働による健康障害防止対策

10 業務上疾病発生状況と腰痛予防対策

12 化学物質による健康障害防止対策

17 第10次粉じん障害防止総合対策

18 石綿ばく露防止対策

19 地域産業保健センターの活用

20 治療と就業の両立支援

全国労働衛生週間

期 間 令和8年10月1日(木)～7日(水)

準備期間 令和8年9月1日(火)～30日(水)

令和8年度
全国労働衛生週間
実施要綱全文は
こちらから▼

スローガン

ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場



準備期間（9/1～30）に実施する事項

重点事項①～⑧をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 労働者の健康の保持増進を図るための取組 | ⑦ 小規模事業場における産業保健活動の充実 |
| ② 女性の健康課題への取組 | ⑧ 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組 |
| ③ 治療と就業の両立支援対策 | ⑨ 化学物質による労働災害に関する取組 |
| ④ 職場におけるメンタルヘルス対策 | ⑩ 労働衛生3管理の推進等 |
| ⑤ 過重労働による健康障害防止対策 | ⑪ 作業内容や働き方に応じた取組 |
| ⑥ 職場の熱中症予防対策の推進 | ⑫ 作業環境の特性に応じた取組 |

全国労働衛生週間（10/1～7）に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガンなどの掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ⑥ その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主唱 | 厚生労働省、中央労働災害防止協会

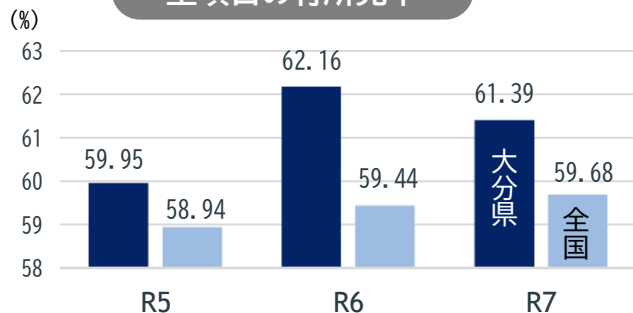
協賛 | 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

定期健康診断結果 有所見率の推移

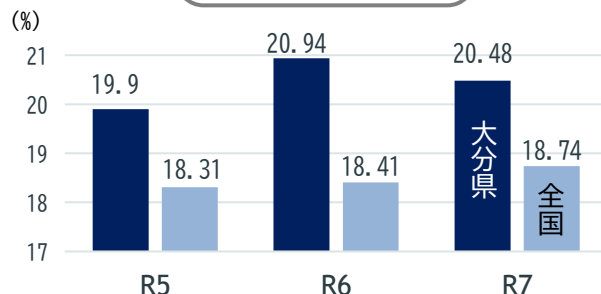
定期健康診断結果報告書による

大分県の定期健康診断結果の有所見率は、全国平均を1.71ポイント上回り、61.39%となっています。また、**血圧検査**、**血糖検査**及び**血中脂質検査**も全国平均を上回っています。

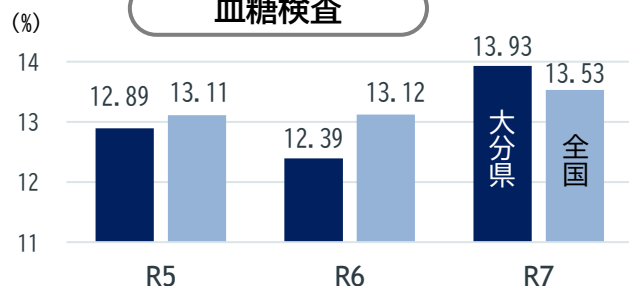
全項目の有所見率



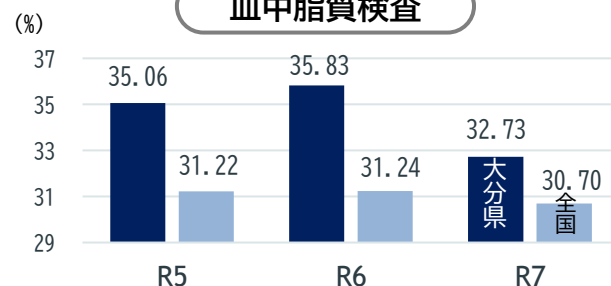
血圧検査



血糖検査



血中脂質検査



健康診断実施後の措置と保健指導

定期健康診断や特殊健康診断の実施後は、労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5により、医師（又は歯科医師）からの意見聴取と事後措置の実施が義務付けられています。

健康診断の実施

安衛法第66条第1項～3項
健康診断結果の記録の作成（安衛法第66条の3）
健康診断結果の労働者への通知（安衛法第66条の6）

の保健指導 実施

※ 産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「健康診断の結果についての医師の意見聴取」サービスを活用できます。地域産業保健センターについては19ページをご確認ください。

異常の所見があった労働者

異常所見がある場合、健康診断結果の判定区分は、「要経過観察」「要再検査」「要医療」等と記載されます

※ 健康診断事後措置に関して、詳しくは「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（通称「健康診断事後措置指針」）をご参照ください。



健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 (安衛法第66条の4)

(就業区分)	(内容)	(就業上の措置の内容)
通常勤務	通常勤務でよいもの	なし
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

医師等の意見を勘案した事後措置

(安衛法第66条の5)

医師等の意見を勘案してその必要があるとき、当該労働者の実情を考慮して労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。

その他、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備や医師等の意見を衛生委員会等へ報告を行う。

各種健康診断等の一覧

名 称		対 象 労 働 者	実 施 時 期	記 録		結 果 報 告		
				個人票	保存年数	対象	様式	期日
一般健康診断	雇 入 時 (安衛則 43)	常時使用する労働者	雇入時	様式 5 号(1) (安衛則 51)	5 年	—	—	—
	定 期 (安衛則 44)	常時使用する労働者	1 年以内ごと	様式 5 号(2) (安衛則 51)	5 年	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場	様式 6 号 (安衛則 52)	遅滞なく
	特定業務従事者 (安衛則 45)	安衛則 13 条 1 項 3 号に掲げる業務に常時従事する労働者	配置替時、6 月以内ごと					
	海外派遣従事者 (安衛則 45 の 2)	海外に 6 月以上派遣する(派遣した)労働者	派遣前及び派遣後	様式 5 号(3) (安衛則 51)	5 年	—	—	—
	給食従業員の検便 (安衛則 47)	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入時、配置替時	雇入時 様式 5 号(1)	5 年	—	—	—
	有害な業務にかかる歯科医師による健康診断 (安衛則 48)	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと	その他 様式 5 号(2) (安衛則 51)		対象業務のある事業場	様式 6 号の 2 (安衛則 52)	遅滞なく
長時間労働者に対する医師による面接指導 (安衛法 66 の 8、安衛則 52 の 2～52 の 8)		週 40 時間を超えて労働させた時間が一月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者ほか	労働者の申出後に遅滞なく	—	5 年 安衛則 52 の 6	—	—	—
心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック) (安衛法 66 の 10、安衛則 52 の 9)		常時使用する労働者 ※ 労働者数 50 人未満の事業場は令和 10 年 4 月 1 日施行	1 年以内ごと	—	5 年 安衛則 52 の 13	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場	様式 6 号の 2 (安衛則 52 の 21)	1 年以内ごとに 1 回
リスクアセスメント対象物健康診断 (安衛則 577 の 2) ※令和 6 年 4 月 1 日に施行		第 3 項健診 ばく露による健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断される労働者 第 4 項健診 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある労働者	第 3 項健診 医師等の意見も踏まえ事業者が判断 第 4 項健診 速やかに 1 度	様式 24 号の 2 (安衛則 577 の 2)	5 年 がん原性物質は 30 年	—	—	—
有機溶剤等健康診断 (有機則 29)		令 22 条 1 項 6 号(令別表 6 の 2)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと	様式 3 号 (有機則 30)	5 年	対象業務のある事業場 (定期のみ)	様式 3 号の 2 (有機則 30 の 3)	遅滞なく
鉛 健 康 診 断 (鉛則 53)		令 22 条 1 項 4 号(令別表 4)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと(はんだ付けの業務などは 1 年以内ごと)	様式 2 号 (鉛則 54)	5 年	対象業務のある事業場 (定期のみ)	様式 3 号 (鉛則 55)	遅滞なく
四アルキル鉛健康診断 (四鉛則 22)		令 22 条 1 項 5 号(令別表 5)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと	様式 2 号 (四鉛則 23)	5 年	対象業務のある事業場 (定期のみ)	様式 3 号 (四鉛則 24)	遅滞なく
特定化学物質健康診断 (特化則 39)		令 22 条 1 項 3 号(令別表第 3 第 1 号及び第 2 号)の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと (一部例外あり)	様式 2 号 (特化則 40)	5 年 特別管理物質【特化則 38 の 3】は 30 年	対象業務のある事業場 (定期のみ)	様式 3 号 (特化則 41)	遅滞なく
	就業経験者	令 22 条 2 項の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く)に常時従事させたことのある労働者						
高気圧業務健康診断 (高圧則 38)		高圧室内作業(令 6 条 1 号)又は潜水業務(令 20 条 9 号)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと	様式 1 号 (高圧則 39)	5 年	対象業務のある事業場	様式 2 号 (高圧則 40)	遅滞なく
電離放射線健康診断 (電離則 56)		放射線業務(令 22 条 1 項 2 号、令別表第 2)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと	様式 1 号の 2 (電離則 57)	30 年	対象業務のある事業場	様式 2 号 (電離則 58)	遅滞なく
石 綿 健 康 診 断 (石綿則 40)		令 22 条 1 項 3 号の業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、6 月以内ごと	様式 2 号 (石綿則 41)	40 年	対象業務のある事業場	様式 3 号 (石綿則 43)	遅滞なく
	就業経験者	令 22 条 2 項の業務に従事させたことのある労働者						
じん肺健康診断 (じん肺法 7、8、9 の 2)		じん肺則別表に掲げる粉じん作業に常時従事する労働者	就業時、定期、離職時 ・じん肺管理区分 1 の者 3 年以内ごと ・管理区分 2 又は 3 の者 1 年以内ごと	様式第 3 号 (じん肺則 22)	7 年 じん肺法 17②	対象業務のある事業場	様式 8 号 (じん肺則 37)	翌年の 2 月末まで
	就業経験者	じん肺則別表に掲げる粉じん作業に常時従事させたことのある労働者	・じん肺管理区分 2 の者 3 年以内ごと ・管理区分 3 の者 1 年以内ごと					

(注)「安衛法」労働安全衛生法

「有機則」有機溶剤中毒予防規則

「特化則」特定化学物質障害予防規則

「石綿則」石綿障害予防規則

「令」労働安全衛生法施行令

「鉛則」鉛中毒予防規則

「高圧則」高気圧作業安全衛生規則

「じん肺則」じん肺法施行規則

「安衛則」労働安全衛生規則

「四鉛則」四アルキル鉛中毒予防規則

「電離則」電離放射線障害防止規則

定期健康診断等の診断項目の取扱いが 一部変更になります（令和9年4月から適用）

診断項目

令和8年4月28日基発0428第10号「労働安全衛生施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」

既往歴及び業務歴の調査

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査

血圧の測定

貧血検査（血色素量及び赤血球数）(★)

肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）(★)

血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）(★)

血糖検査(★)

血清クレアチニン検査(★)

尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

心電図検査(★)



(★) の項目は、医師の判断により省略が可能となります。
詳しくは大分労働局、各労働基準監督署へ問合せください。

変更のポイント

◇ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

◇ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「γ-GPT」は「γ-GT」に変更となりました。
ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

◇ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。

※ 労働基準法施行規則第34条の2第13項第1号に定める労働者の健康診断（高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」）の項目についても、今回の改正により、血清クレアチニン検査が追加されています。

産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に、労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。
- 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（右二次元コード参照）」から申請可能です。



Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。

Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、電子申請により、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督署にする必要があります。
- 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載する必要があります。

2 産業医による労働者の健康管理等のために事業者が行わなければならないこと

- ◆ 産業医は、衛生委員会等に参画したり、職場巡視を行ったり、労働者の健康管理を行います。その活動が効果的なものとなるため、事業者は次のことが必要です。

- ① 労働者の健康管理等のために必要な権限を産業医に付与
- ② 労働者の健康管理等のために必要な情報の産業医への提供
- ③ 産業医から受けた勧告を受けたときの衛生委員会等への報告等
- ④ 産業医等の業務の内容等の労働者への周知

※ ①～④の詳細につきましては、右の二次元コード ▶ から本リーフレットをご確認ください。



職場におけるメンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策の全体像

目的による分類

一次予防

- ・メンタルヘルス不調を未然に防止する取組

二次予防

- ・メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う取組

三次予防

- ・メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援等を行う取組

実施主体による分類

セルフケア

- ・労働者自身による取組

ラインによるケア

- ・管理監督者による取組

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

- ・産業医や衛生管理者、保健師等による取組

事業場外資源によるケア

- ・事業場外の機関・専門家による取組

- メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには、各事業場の実態に応じて4つのケアが継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要です。
- また、事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定することが必要となります。

4つのメンタルヘルスケアの推進

セルフケア

- ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解
- ・ストレスチェックを活用したストレスへの気付き
- ・ストレスへの対処

労働者

ラインによるケア

- ・職場環境等の把握と改善
- ・労働者からの相談対応
- ・職場復帰における支援

など

管理監督者

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

- ・具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案
- ・個人の健康情報の取扱い
- ・職場復帰における支援

など

衛生管理者等
産業医

事業場外資源によるケア

- ・情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用
- ・ネットワークの形成
- ・職場復帰における支援

など

専門家等
事業場外機関

メンタルヘルスケアの進め方

衛生委員会等における調査審議

心の健康づくり計画

- ① メンタルヘルスケアの教育研修・情報提供
労働者、管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等を対象に実施する。
- ② 職場環境等の把握と改善
日常の職場管理やストレスチェック制（集団分析）等を活用して、職場環境の問題点を把握し、その改善を図る。
- ③ メンタルヘルス不調への気付きと対応
労働者からの自発的な相談とセルフチェック、管理監督者・事業場内産業保健スタッフ等による相談対応などを通じて、メンタルヘルス不調に陥る労働者の早期発見と適切な対応を図る。
- ④ 職場復帰支援
メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰できるよう、職場復帰支援プログラムの策定と、それに基づく組織的な支援を行う。

個人情報保護への配慮



労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェックが義務になります！



詳細は
次ページへ

NEXT
PAGE

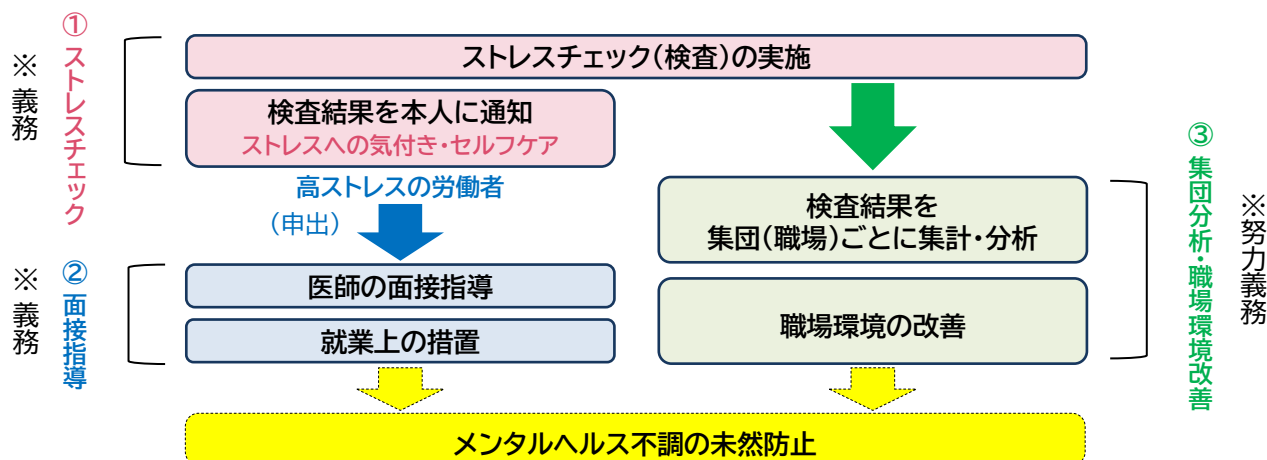
職場におけるメンタルヘルス対策

ストレスチェック制度とは

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック（検査）を実施し、
 - ① 労働者に、自身のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、医師の面接指導の機会の提供、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置を実施し、
 - ③ 集団分析を通じて職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善につなげます。

（下図参照）

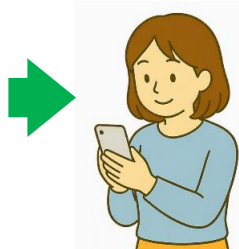
ストレスチェック制度の仕組み



① ストレスチェック（令和10年4月1日から労働者数50人未満の事業場でも義務化）

ストレスチェック（検査）の個人結果の通知は、プライバシー保護の観点から、労働者本人に直接通知され、基本的に事業者には提供されません。

個人結果の例



The form is titled 'ストレスプロフィール' (Stress Profile). It includes a 'あなたのストレスの程度' (Degree of your stress) section with a scale from 0 to 100. Below this is a 'セルフケアのためのアドバイス' (Advice for self-care) section. The form also includes a '医師の面接指導' (Doctor's interview guidance) section with checkboxes for '医師の面接指導を受けたい' (I want to receive doctor's interview guidance) and '医師の面接指導を受けたくない' (I do not want to receive doctor's interview guidance). The form is divided into two main sections: 'ストレスの要因' (Stress factors) and 'セルフケアのためのアドバイス' (Advice for self-care).

労働者各自が、個人結果をもとに、自覚しにくいストレスに気付き、セルフケアに取り組むきっかけにします。

※ 高ストレス者は、医師の面接指導を申し出て、必要な健康管理上の支援を受けます。



～労働者数50人未満の事業者のみなさんへ～

厚生労働省では、労働者数50人未満の事業場向けに、「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を作成しています。本マニュアルには、ストレスチェック実施に向けた準備、ストレスチェックの具体的な実施方法、社内での実施体制や実施方法の決定などに加え、労働者のプライバシー保護の観点から、原則として外部機関への委託を推奨するなど、小規模事業場の実情に即した実践的な内容が盛り込まれています。

また、本マニュアルをはじめ、制度に関する指針や関連通達、各種支援策等の情報を掲載したウェブサイト厚生労働省ホームページで公開しています。

令和10年4月1日の制度施行に向け、計画的な準備をお願いします。



厚生労働省HP
～労働者数50人未満の
小規模事業場の方へ～

過重労働による健康障害防止対策

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況

出典 | 厚生労働省報道発表資料

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況は、労災請求件数、支給決定件数ともに増加し、依然として高水準で推移しています。

			R3	R4	R5	R6	R7
全国	精神障害	請求件数	2,346	2,683	3,575	3,780	4,958
		支給決定件数	629	710	883	1,056	1,082
	うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	171	183	212	202	215
		支給決定件数	79	67	79	88	76
	脳・心臓疾患	請求件数	753	803	1,023	1,030	1,254
		支給決定件数	172	194	216	241	217
	うち死亡	請求件数	173	218	247	255	303
		支給決定件数	57	54	58	67	67
大分県	精神障害	請求件数	22	16	30	15	27
		支給決定件数	7	10	17	7	11
	うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	1	2	4	1	5
		支給決定件数	3	0	2	2	3
	脳・心臓疾患	請求件数	7	7	12	8	8
		支給決定件数	0	3	1	2	2
	うち死亡	請求件数	3	3	5	3	0
		支給決定件数	0	0	0	1	1

【時間外・休日労働時間】

月100時間超、または
2～6月平均80時間超



月45時間以内

長くなるほど

【健康障害のリスク】



時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、健康障害のリスクが徐々に高まり、月100時間超または2～6か月平均で月80時間を超えると健康障害リスクが非常に高くなるという医学的検討結果に基づき、厚生労働省では「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を策定し、時間外・休日労働の削減、健康管理体制の整備・健康診断の実施等を推進しています。

脳・心臓疾患の時間外労働時間別 支給決定件数（全国）

	R6	R7
45時間未満	0	0
45時間以上 60時間未満	1	1
60時間以上 80時間未満	46	53
80時間以上 100時間未満	80	49
100時間以上 120時間未満	40	48
120時間以上 140時間未満	21	15
140時間以上 160時間未満	10	5
160時間以上	16	15
その他（ 短期間の過重業務・異常な出来事 ）	27	31
合計	241	217



過労死等防止に関する特設サイト



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省

事業主の
皆さん

労働者の方々が相談しやすい
環境づくりが必要です。

労働者の
皆さん

心身の不調に気づいたら、
周囲の人や専門家に相談を。

過重労働による健康障害防止対策

過重労働による健康障害を防ぐために

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう

- ⚠ 36協定は限度時間等に適合したものとなっていますか？
- ⚠ 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- ⚠ 労働時間の設定の改善のための措置を実施していますか？

2 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう

- ⚠ 産業医、衛生管理者等を選任していますか？
- ⚠ 産業医等に対して労働者の健康管理に必要な情報を提供しましょう
- ⚠ 衛生委員会等を設置していますか？
- ⚠ 健康診断を確実に実施していますか？
- ⚠ 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は医師による面接指導を行う必要があります。

下図の①～⑤の手順により、面接指導を実施しましょう。

事業者



① 労働時間の状況の把握

- ・タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。
- ・高度プロフェッショナル制度適用者については健康管理時間（＝事業場内にいた時間＋事業場外労働の時間）の把握が必要です。

② 労働時間の通知及び面接指導受診指示

- ・時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に対して、速やかに労働時間の情報を通知しなければなりません。高度プロフェッショナル制度適用者を除くすべての労働者が通知の対象です。

③ 事後措置

- ・事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行ってください。

④

事後措置に関する意見

医師からの報告を保存する等により面接指導の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

医師

産業医、地域産業保健センター等

⑤

面接指導の実施

※ 地域産業保健センターについては19ページを参照ください。

労働者

裁量労働制、管理監督者含む

【義務】

月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり面接を申し出た者

安衛法第66条の8
安衛則第52条の2

【努力義務】

事業主が自主的に定めた基準に該当する者

安衛法第66条の9
安衛則第52条の8



研究開発業務 従事者

【義務】

月100時間超の時間外・休日労働を行った者

安衛法第66条の8の2
安衛則第52条の7の2

【義務】

月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり、面接を申し出た者

安衛法第66条の8
安衛則第52条の2

【努力義務】

事業主が自主的に定めた基準に該当する者

安衛法第66条の9
安衛則第52条の8

高度プロフェッショナル 制度適用者

【義務】

1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた時間について月100時間超を行った者

安衛法第66条の4の2
安衛則第52条の7の4

【努力義務】

上記対象者以外で面接を申し出た者

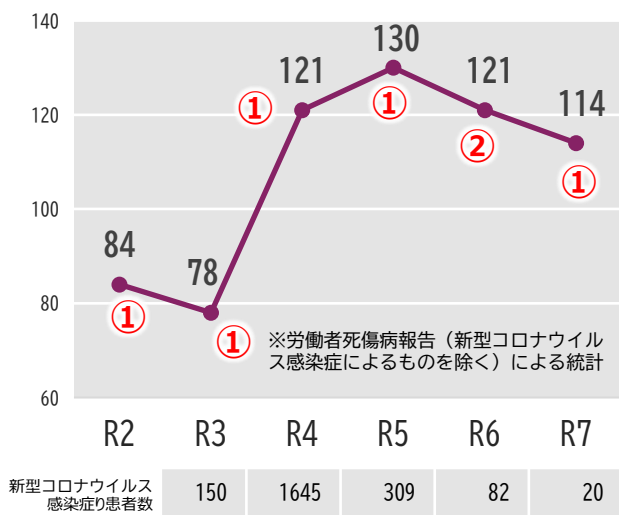
安衛法第66条の9
安衛則第52条の8



大分県の業務上疾病発生状況と腰痛予防対策

大分県における休業4日以上業務上疾病（新型コロナウイルス患者数を除く。）は、令和5年以降、減少傾向にあります。疾病を分類別にみると、令和7年の業務上疾病のうち、「災害性腰痛」によるものが最も多く、37%を占めています。また、高温物体との接触による熱傷や高温環境下における熱中症などの異常温度条件による疾病も多く発生しており、このうち熱中症による死傷者数は25人となっています。

業務上疾病による死傷者数の推移



令和7年
114人

その他 42人①
(手指腕の障害、
化学物質による疾病など)

37%

異常温度条件による疾病 30人 26%
(熱傷、熱中症など)

腰痛 42人 37%

※○内数字は、死亡で内数

職場における腰痛予防対策

職場における腰痛は、業種を問わず多発しています。腰痛の発生要因には、動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因など多面的なものがあります。

各事業場において腰痛を予防するため、労働衛生管理体制を整備し、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育に、総合的・継続的に取り組みましょう。

腰痛予防対策チェックリストや腰痛予防に関する教材・資料を活用しよう！

厚生労働省が令和7年7月に作成した最新の腰痛予防対策に関するチェックリストです。作業管理、健康管理、労働衛生教育の観点から、作業姿勢や動作の改善、自動化や省力化の推進、作業環境の整備等が挙げられています。

腰痛予防の参考資料

【腰痛防止好事例集】



【いきいき健康体操】



チェックリストや教材・資料等は、厚生労働省HPをご覧ください▼



作業管理

- 自動化・省力化**
腰に負担がかかる重労働を取り扱う作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化を行う。それが困難な場合は、台車などの道具や補助機を使用など作業者の負担を減らす省力化を行う。
- 作業姿勢・動作**
作業対象にできるだけ身体を近づけて作業する。不自然な姿勢を取らざるをえない場合は、前屈やひねりなど、その姿勢の程度をなるべく小さくし、頻度と時間を減らす。作業台や椅子は適切な高さに調整する。作業台は、ひじの曲げ角度がおおよそ90度になる高さとする。
- 作業の実施体制**
作業時間、作業量などを設定する際は、作業をする人数、内容、時間、重量、自動化・省力化の状況などを検討する。腰に過度の負担がかかる作業は、無償に1人ではさせない。
- 作業標準の策定**
作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者の特性、技術レベルなどを考慮して定期的に確認する。また、新しい機器・設備を導入したときにも、その都度、見直しを行う。
- 休憩・作業量、作業の組合せ**
適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るように配慮し、適宜、休憩や仮眠がとれるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。
- 靴、服装など**
作業時の靴は、足に合ったものを使用する。ハイヒールやサンダルは使用しないこと。作業服は、適切な姿勢や動作を妨げることのないよう伸縮性のあるものを使用する。腰部保護ベルトは、個人ごとに効果を確認した上で、使用するかどうかが判断する。
- 作業環境**
寒い場所での作業は、腰痛を悪化、または発生させやすくするので、適切な温度を保つ。
- 照明・作業床面、作業空間や設備の配置**
作業場所などで、足もとや周囲の安全が確保できるように適切な照明を保つ。転倒、つまづきや滑りなどを防止するため、凹凸や段差がなく、滑りにくい床面にする。作業や動作に支障をきたさないよう、十分な作業空間を確保するとともに、適切な機器配置にする。
- 運動**
車両系建設機械の操作・運転などによる腰や全身への強い振動、車両運転などによる長時間にわたるの振動を受ける場合は、座席の改善・改良などにより、振動の軽減を図る。

健康管理

- 健康診断**
腰に重い負担がかかる作業に、常時、従事させる場合は、その作業に配置する際に、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は、6カ月以内に1回、実施する。
- 腰痛予防体操**
ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。
- 腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項**
腰痛は再発する可能性が高いので、産業医などの意見を聴き、必要な措置をとる。

労働衛生教育

- 労働衛生教育**
腰痛予防のために、毎日からの職業管理も重要。十分な睡眠、栄養、入浴による促進、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

教育内容

- 腰痛の発生状況、原因(腰痛が発生している作業内容・環境、原因など)
- 腰痛発生要因の特定、リスクの見極め(チェックリストの作成、活用方法など)
- 腰痛発生要因の低減措置(発生要因の回避、軽減を図るための対策)
- 腰痛予防体操(職場でできるストレッチの仕方など)

心身・社会的要因に関する留意点

- 上司や同僚のサポート・腰痛で悩むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

健康の保持増進のための留意点

- 腰痛予防には日頃からの職業管理も重要。十分な睡眠、栄養、入浴による促進、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

大分県の業務上疾病発生状況と腰痛予防対策

腰痛予防対策指針

腰痛とは？

一般的な腰痛の種類

腰痛症

ぎっくり腰 (腰椎ヘルニア等)

椎間板ヘルニア

椎体骨折

等がある

腰痛は、脊椎にあるクッションの働きをしている**椎間板**や**脊柱を支えている筋肉**等に障害が起きた際に発生します。

単に腰の痛みだけでなく、お尻から太もも、さらには膝関節を超えて足首や足先にわたり、しびれや痛みが広がるものもあり、**これらの痛みなども腰痛に含まれます。**

● 職場における腰痛の課題と対策

腰痛は個人の作業方法や体力の問題などと片付けられてしまいがちですが、業務上で発生する病気や怪我は、あくまで組織としての課題です。

● 職場における腰痛予防対策指針

各事業場において組織的に実施することが望まれる腰痛予防のための原始的な取組が示されています。

- ・ 法定の安全衛生管理体制の整備とともに腰痛対策チームの活用等を推奨しています。
- ・ 腰痛を予防するための組織的取組として作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育の視点を踏まえた考え方や具体的対策を明示しています。

保健衛生業のみなさんへ

介護の現場には、福祉用具や機器を活用し、**ノーリフティングケア**（抱え上げない作業方法）を推奨しています。ノーリフティングケアを通じて、介護する側と介護される側の双方が安全で快適なケアを実現しましょう。

移乗介助

移乗介助において、人の抱え上げや腰のひねり、前屈み・中腰などの不自然な姿勢は、腰部に強い負荷がかかり、腰痛となるリスクが大きいので、そうした動作を避けます。



【対策のポイント】

- 利用者の残存能力を活かす
- 複数人が補助機器を使用する
- スタンディングマシン等を活用する



入浴介助

頻繁に前屈み、中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じるほか、床面が滑りやすく転倒等で急性腰痛発症のリスクが高まります。高温多湿のため疲労が蓄積しやすいことや、作業衣が濡れることによる足腰の冷えも腰痛の発症に影響します。



【対策のポイント】

- 特殊浴槽やリフトを使用する
- 滑りにくい作業靴や滑り止めマットを使用する
- 水分補給をこまめにし、衣服が濡れた場合は着替える

清拭、おむつ交換、体位変換、清潔整容介助、食事介助

清拭、おむつ交換、衣服着脱、歯磨き、洗面、整髪、爪切り、食事介助においても前屈みや腰のひねりが頻繁に生じ、腰部に強い負担がかかります。

【対策のポイント】

- 対象者に近づいて介助する
- ベッドの両脇を空けて複数の介護者で作業できるようにする
- 対象者が椅子に座る場合、介護者も椅子に座るか膝をつく



移動介助

ベッドに寝ている利用者の位置を移動させる場合は、ベッドの横に立って抱え上げて腰をひねったり、ベッドの上に立って深い前屈みや中腰姿勢で抱え上げたりすることで、腰部に過度の負担がかかります。



スライディングシートの使用例

【対策のポイント】

- ベッド上での移動はスライディングシートを使用する

化学物質による健康障害防止対策

化学物質の性状に関連の強い労働災害発生状況

出典：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」

令和元年～令和5年（5年間）

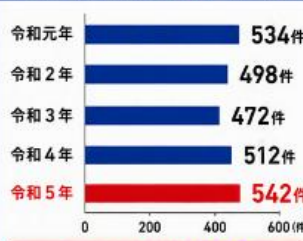
2,558件

化学物質の性状に関連する
労働災害
(有害物等との接触・火災・爆発)

事故の型別発生状況（5年間累計）



5年間の発生推移（合計件数）



令和5年は**542**件で
過去5年間で最多！

- 令和3年（472件）から令和5年（542件）まで
70件増加しています。
- 令和5年は爆発災害が**49**件と
5年間で最多となっています。

分析対象データ

「有害物等との接触」による労働災害
1,229件
(令和元年～令和3年)

業種別発生状況 TOP 5

1	食品製造業	162件
2	建設業	141件
3	小売業・飲食業	134件
4	化学工業	119件
5	清掃・畜産業	97件

※出典：厚生労働省「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」



「有害物等との接触」が
全体の**約8割**を占めています。

化学物質の自律的管理について

化学物質の自律的管理は、令和4年の労働安全衛生規則等改正に基づき導入され、令和5年4月1日から段階的に始まり、令和6年4月1日に本格施行された制度です。

事業者が実施すること

自律的な管理を進めるための4つのステップ

STEP 1 取り扱い化学物質を把握しましょう

- ・事業場内で扱う全ての物質についてリストアップして一覧を作成する。
- ・GHS絵表示、SDS（安全データシート）により、リスクアセスメント対象物を特定する。
- ・リスクアセスメント対象物以外の物質も含む全ての物質の危険性・有害性を確認する。

GHS絵表示(9種類)を理解し、安全データシートで確認しよう！

- ▶ 絵表示は、国連勧告が定める世界共通の9種類です。
- ▶ 危険有害性については、製品のSDSの「項目2（危険・有害性の要約）」を確認してください。

【炎】 	可燃性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体	【爆弾の爆発】 	爆発物(不安定爆発物, 等級1.1~1.4) 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 	金属腐食性化学品 皮膚腐食性(区分1) 眼に対する重大な 損傷性(区分1)	【ガスボンベ】 	高压ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分1~3)
【感嘆符】 	急性毒性(区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	【環境】 	水生環境 有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1, 2) 誤えん有害性 など

SDS（安全データシート）【サンプル】

教育用サンプル・架空の化学物質

① 化学品及び会社情報	
◆ 製品名	ABC-100 クリーナー（架空）
◆ 製品コード	EDU-001
◆ 製品の用途	工業用洗浄剤（教育用サンプル）
◆ 供給者の会社名	〇〇化学株式会社（架空）
◆ 住所	東京都千代田区豊洲 1-1-1
◆ 担当部署	品質保証部
◆ 電話番号	03-0000-0000
◆ FAX 番号	03-0000-0001
◆ 緊急連絡先	03-0000-9999（24時間対応）
◆ 作成日	2025年4月20日
② 危険有害性の要約	
GHS絵表示（教育用サンプル）	
危険有害性情報	
危険有害性	
注意喚起	
成分情報	

ラベルで
アクション
運動実施中



令和8年度
SDS電子化補助金
▶ 15ページをご覧ください。

化学物質による健康障害防止対策

事業者が実施すること

自律的な管理を進めるための4つのステップ

STEP 2 体制の整備

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、譲渡、提供する事業場では、**化学物質管理者**の選任が、保護具を使用する事業場では**保護具着用管理責任者**の選任が必要です。これらの選任は選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に行い、それぞれに対して権限の付与及び関係労働者への周知が必要です。

✓ 化学物質管理者の選任

- 【選任要件】 化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者
【職務】 ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止対策の実施管理や化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが必要です。

衛生委員会の付議事項が追加されます

- 衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

- 一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種で実施

事業者が実施すること

自律的な管理を進めるための4つのステップ

STEP 3 化学物質リスクアセスメントの実施

【対象事業者】

リスクアセスメント対象物を製造及び取り扱う全事業場

- ✓ 化学物質による危険性・有害性を特定し、
- ✓ その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もり、
- ✓ リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置の内容を検討する。

という一連の流れとしてリスクアセスメントが必要です。

【リスクアセスメントの手順】

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

ステップ2 特定された危険性または有害性による
リスクの見積り

ステップ3 リスクの見積りに基づく
リスク低減措置の内容の検討

ステップ4 リスク低減措置の実施

ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

ポイント！

クリエイイト・シンプルはサービス業を含め、あらゆる業種に向けた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。



CREATE-SIMPLE

- ◇ 労働者の化学物質へのばく露濃度等を測定しなくても使用可能
- ◇ 選択肢から回答を選ぶだけで、簡単にリスクを見積もることが可能
- ◇ 吸入による有害性リスクだけではなく、経皮吸収による有害性リスクや危険性についてもリスクの見積もりが可能
- ◇ 「職場のあんぜんサイト」でダウンロード（Microsoft Excel）可能

化学物質による健康障害防止対策

事業者が実施すること

自律的な管理を進めるための4つのステップ

STEP 4 その他の4つのポイント

- ① 皮膚等への障害防止のための保護具の適切な使用（下記参照）
→ 皮膚刺激性有害物質や皮膚吸収性有害物質に対する適切な保護具の使用
- ② 労働者への教育
→ 雇入時の教育の拡充など
- ③ 化学物質管理に係る法改正
→ 15ページ参照
- ④ 労働災害時の対応
→ 労働災害時を想定したマニュアル等の作成

労働者が化学物質の有害性や災害時の対応等を理解した上で働くことが重要です！



皮膚等障害化学物質の取り扱いに適正ですか？

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規制対象物質	①皮膚刺激性有害物質 829物質	①かつ② 126物質	②皮膚吸収性有害物質 194物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具
着用の義務あり

皮膚等障害化学物質 1,149 物質（令和7年7月14日更新、令和7年10月10日修正）
今般新たに保護具着用が義務化。

皮膚等障害化学物質
リスト▼



① 皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



② 皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響**
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



Q：どうやって適切な保護具を選ぶのですか？

A：以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

手順1

作業等の確認

（手順1）作業や取扱物質について確認

- ・取扱物質が皮膚等障害化学物質か。
- ・作業内容と時間はどの程度か。

手順2

化学防護手袋の
スクリーニング

（作業2）化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを確認し、候補を選定

- ・耐透過性能一覧表で取扱物質を確認。
- ・手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。
- ・作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。

手順3

製品の性能確認

（手順3）化学防護手袋の説明書等で製品の具体的な性能を確認

- ・材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。
- ・説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適しているかを確認。ただし、耐透過性能の情報がない場合は耐透過性能一覧表のデータを参考にしてもよい。

手順4

保護具メーカー
への問い合わせ

（手順4）保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認

- ・必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける（必須ではない）。

皮膚等障害化学物質に
関するリーフレットは
こちらから▼



化学物質による健康障害防止対策

化学物質に係る法改正について

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

R12. 4. 1 施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8. 4. 1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等での通知が認められることになりました。なお、この代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報について記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の公開を行うことが義務付けられました。

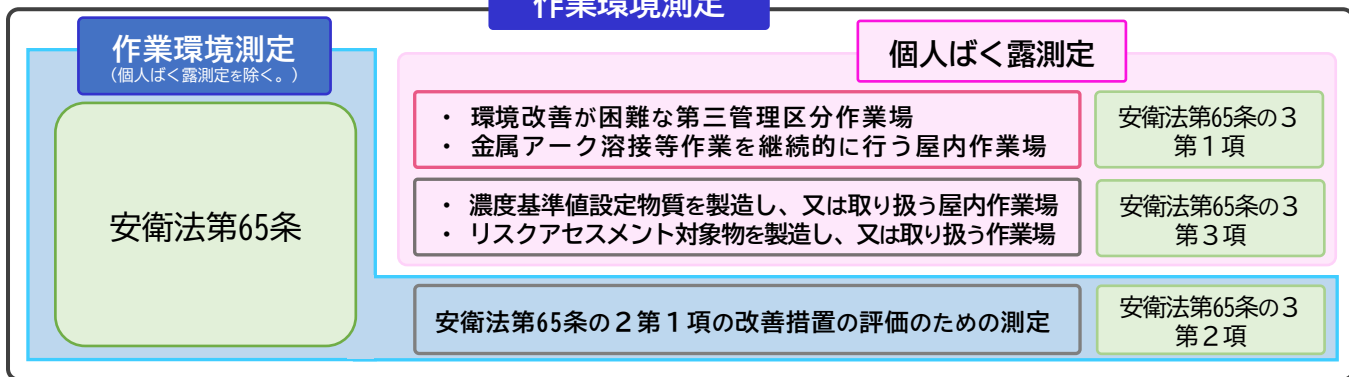
(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、**個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ**、有資格者（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

作業環境測定

※ 下線部の改正内容を示した図



令和8年度 SDS 電子化補助金について

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性・有害性情報等（SDS）の出入力機能を有するシステムを導入するための経費について、補助金が交付されます。

【申請期間】

令和8年7月1日～令和8年11月30日

※ 期日前であっても予算の上限に達する場合等は受付を停止します。その場合は[全衛連HP](#)でお知らせします。

【対象者】

・ [全衛連HP](#)をご参照ください。



補助金の詳細は、
◀ [全衛連HP](#)を
ご参照ください。

【補助対象及び補助額】

- ・ 補助対象 詳細は[全衛連HP](#)をご参照ください。
- ・ 補助額 補助対象経費の1/2、ただし上限100万円
(千円未満切捨て) ※ 同一申請者当たりの年度内交付上限

【申請窓口・相談窓口】

公益社団法人全国労働衛生団体連合会
住所：〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階
電話：03-6453-9969（平日 午前10時～午後4時30分）
メール：hojyokin@zeneiren.or.jp

化学物質による健康障害防止対策

労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内

主に中小規模事業場からの労働安全衛生法に基づく化学物質の自律的な管理に関する一般的なご質問にお答えします。

【主な相談分野】

- ・ラベル表示及び安全データシート（SDS）の要否、記載内容等について
- ・化学物質のリスクアセスメント対象物質、実施義務等について
- ・スクアセスメントツール（CREATE-SIMPLE等）の操作方法について
- ・リスクを低減するためのばく露防止措置について
- ・新たな化学物質規制への対応について



! 対応できるのは労働安全衛生法に関するご質問です。
化審法、化管法、毒劇法、消防法等、その他の法令については対応しておりません。

事業者のための化学物質管理無料相談窓口

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 電話 050-5577-4862

- 開設期間 令和8年4月1日～令和9年3月18日
- 受付時間 平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く
- 相談は無料ですが、通話料がかかります。
- テクノヒルHPからお問い合わせフォームをご利用いただけます。
- メールでのお問合せについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合もあります。
- 詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

テクノヒル 相談窓口



ポータルサイトのご案内



まずはホームページで
必要な対応をチェック！

ケミガイド・ケミサポ 検索



労働安全衛生法に基づく
化学物質による労働災害防止のための自律的管理について

最新の法改正にも対応
「何に対応すればよいのか分からない」「改正内容を整理したい」という化学物質管理者・事業主のみなさまに向けて、実務に役立つポイントをわかりやすく紹介します。

開催日時 12月1日（火）14時～16時

会場 J:COMホルトホール
（大分市金池町1丁目5-1）

説明内容

- ・自律的管理の背景と必要性
- ・自律的管理のポイント
- ・2025年の法改正内容
- ・災害事例を交えたリスクアセスメント及びばく露低減措置の考え方と実務 など

定員
100名(参集)
参加無料

申込先 <https://forms.gle/9qbxUK14qTwuJE886>

二次元バーコードまたはURLからお申し込みできます！

問合せ先

厚生労働省委託事業
労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会事務局
（受託者：三松堂ホールディングス株式会社）
mail: j-saito@sanshodo.co.jp
電話：03-6823-5362



第10次粉じん障害防止総合対策

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、大分労働局では、令和5年度から令和9年度までの5か年を推進期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」を策定しました。

推進にあたっては、次の5項目を重点事項としています。重点事項とした粉じん障害防止対策に基づく措置の徹底をお願いいたします。

重点事項①

呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底



- ✓ 保護具着用責任管理者を選任し、呼吸用保護具の適正な選択と使用を推進する。
 - ✓ 防じんマスクは、防護性能が高い電動ファン付きのものを選択する。
 - ✓ ずい道建設工事では、必ず、粉じん濃度等の測定結果に応じた要求防護係数を上回る指定防護係数を有する電動ファン付き呼吸用保護具を選択して使用させる。
- ※ 令和6年4月1日より、作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより濃度を測定し、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることと、フィットテストを実施することが義務となっています。

重点事項②

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- ✓ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく粉じん障害防止対策を講じる。
- ✓ 粉じん濃度目標レベル（ $2\text{mg}/\text{m}^3$ ）以下となるよう措置を講じる。
- ✓ 労働者の健康管理のため「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に登録する。



ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン



ずい道等建設労働者健康管理情報システム（建災防HP）



重点事項③

じん肺健康診断の確実な実施



- ✓ じん肺法に基づくじん肺健康診断を確実に実施し、毎年、じん肺健康管理実施状況報告を労働基準監督署へ提出する。
- ✓ じん肺健康診断の記録を作成し、確実に保存する。

重点事項④

離職後の健康管理の推進

- ✓ じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付する。
- ✓ 離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知する。

離職するじん肺
有所見者のための
ガイドブック



重点事項⑤

アーク溶接作業等に係る粉じん障害防止対策



- ✓ 屋内・屋外を問わず、粉じん障害防止措置を講じる。
- ✓ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置による作業環境改善を図る。
- ✓ 溶接ヒュームが特定化学物質として規制されたことから、金属アーク溶接作業を行うにあたっては、溶接ヒュームによる健康障害防止措置と併せて粉じん対策を講じる。

※ 金属アーク溶接等作業主任者の選任、フィットテストの実施、健康診断等が義務となっています。

建築物等の解体・改修等における石綿ばく露防止対策

建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への **石綿事前調査結果の報告** はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

- Point 1** 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！
- Point 2** 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等※であつても、事前調査結果の報告が必要！ ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する
- Point 3** 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事 【報告対象の工事】

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 ※1	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
特定工作物 ※1	解体・改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限る）※2	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上（税込）であれば報告対象となります。

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事に当たっては
ボイラーも
(簡易ボイラー含む)
工業炉も
貯蔵設備も
送配電用ケーブルも
発電設備も
(非常用発電設備含む)
配管設備も
(高圧配管・下水管含む)
焼却設備も
変圧器・キュービクルも
反応槽も
(オートクレーブ含む)
令和8年1月1日以降着工の工事から
有資格者による調査が義務化されています

**工作物石綿
事前調査者**
による事前調査が必要です！

事前調査結果の報告は

石綿事前調査結果報告システム
から実施していただけます。



石綿調査 報告 検索

石綿総合情報ポータルサイトでは、事前調査制度を始め、石綿対策等に関する様々な情報の閲覧や、関係資料等をダウンロードすることができます。

また、「講習会情報」のリンクでは、石綿作業主任者技能講習や建築物石綿含有建材調査者講習、工作物石綿事前調査者講習などを実施している講習機関の情報を確認することができます。

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください !!

地域産業保健センターをご利用ください

地域産業保健センター（通称「**地さんぽ**」）は、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されている独立行政法人労働者健康機構が運営する機関です。地さんぽでは、**労働者数50人未満**の小規模事業者やそこで働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導など、下記サービスを**無料**で提供しています。



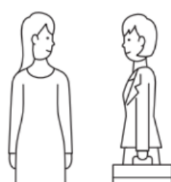
健康診断の結果についての医師からの
意見聴取



長時間労働者や高ストレス者に対する医師による
面接指導



労働者の健康管理や産業保健等に関する
健康相談



専門スタッフによる
個別訪問指導

- 地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。
- 詳しくは、最寄り（下記）の「地さんぽ」または「さんぽセンター」へお問合せください。

地さんぽ 所在地・連絡先一覧

名 称	所在地	対象地域	連絡先
大分県中部 地域産業保健センター	大分市大字1332-1 大分市医師会立アルメイダ病院独身寮内	大分市、別府市、杵築市、 由布市、国東市、日出町、 姫島村	TEL 070-2153-0811 FAX 097-502-4461 Mail tyu-bu@oitas.johas.go.jp
大分県北 地域産業保健センター	中津市永添2110-8 中津市医師会内	中津市、宇佐市、 豊後高田市	TEL 070-2153-0812 FAX 0979-24-1486 Mail kenhoku@oitas.johas.go.jp
県南 地域産業保健センター	佐伯市鶴谷町1-7-28 佐伯市医師会内	佐伯市、臼杵市、 津久見市	TEL 070-2153-0813 FAX 0972-24-1660 Mail kennan@oitas.johas.go.jp
日田玖珠 地域産業保健センター	日田市清水町803-1 日田市医師会内	日田市、玖珠町、 九重町	TEL 070-2153-0814 FAX 0973-24-7080 Mail hitakusu@oitas.johas.go.jp
豊肥 地域産業保健センター	豊後大野市三重町 百枝1086-12 豊後大野市医師会内	竹田市、豊後大野市	TEL 070-2153-0815 FAX 0974-22-6149 Mail ho-hi@oitas.johas.go.jp

独立行政法人労働者健康安全機構

大分産業保健総合支援センター

通称「**さんぽセンター**」

大分市荷揚町3-1 セラヴィ・みらい信金ビル6F
TEL 097-573-8070 FAX 097-573-8074

さんぽセンターでは、事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象に産業保健に関する研修や相談等を**無料**で行っています。

さんぽセンターホームページ ▶



治療と就業の両立支援に取り組んでみませんか？

～病気になっても就業を続けられる職場環境を作りましょう！～



治療と就業の両立支援とは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、就業を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として就業の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取組です。

改正労働施策総合推進法と治療と就業の両立支援指針について

改正労働施策総合推進法（以下「改正法」という。）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が事業主の努力義務になりました。

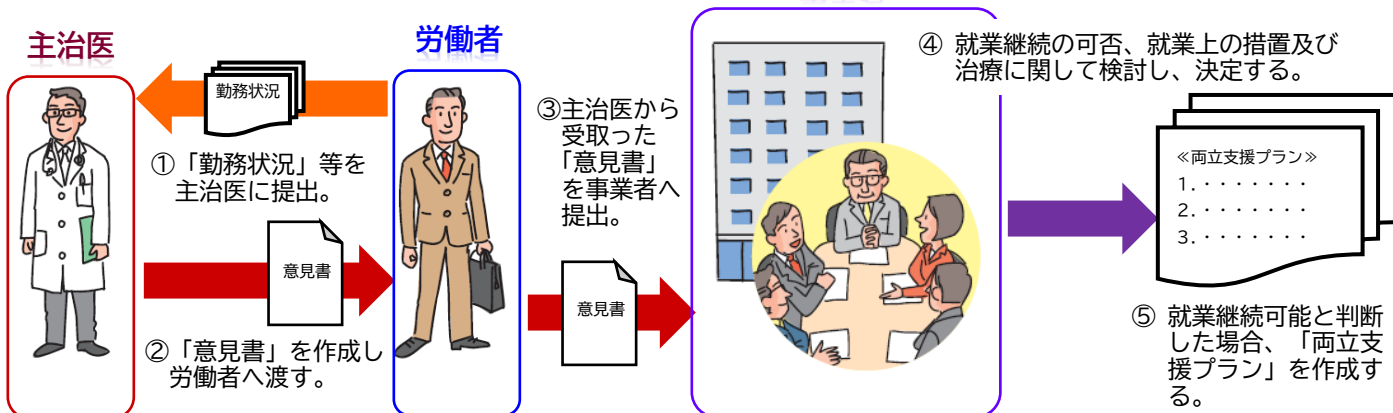
また、治療と就業の両立支援指針は、改正法第27条の3の規定に基づき、疾病を抱える労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものであり、事業主は、治療と就業の両立支援を行うに当たっては、本指針に基づき、職場において必要な措置を講じることが望めます。



▲厚生労働省HP ～治療と就業の両立について～

あなたの職場でも取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

事業主の方へ

労働者（患者）の方へ

医療機関の方へ

治療も、仕事も、あきらめない。

治療と仕事の両立を支援するためのポータルサイトです。

病気を抱えながら働く方、

支援する企業・医療機関の皆さまへ

相談窓口・支援機関をご紹介します。

「両立支援ナビ」では、企業における両立支援の取組方法や取組事例、両立支援を受ける方への支援制度等に関する情報、医療機関や支援機関への情報などが掲載されています。詳細は右の二次元コードから ▶▶



事業場における
治療と就業の両立支援の取組には
さんぽセンターをご利用ください

産業保健総合支援センター（さんぽセンター）は、厚生労働省所管の独立行政法人労働者健康安全機構が各都道府県に設置、運営しています。事業場の「治療と就業の両立支援」の取組に対して、各種支援サービスを無料で提供しています。

治療と就業の両立支援の取組について・・・

努力義務化にはどのように対応すればいい？

中小企業でも導入できる制度は？

個別の両立支援の進め方が分からない

さんぽセンターの活用が有効です

さんぽセンターでは、治療と仕事の両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）を配置し、各種支援を無料で提供しています。



- 相談への対応
- 事業場への訪問による制度導入支援
- 事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整および両立支援プランの作成支援
- 研修やセミナーの開催

申込先

大分さんぽセンター 電話：097-573-8070

大分市南郷町3-1 セラヴィ・みらい信金ビル6階

厚生労働省

大分労働局 各労働基準監督署

大分県地域両立支援推進チーム

大分県地域両立支援推進チームは、大分県の実情に応じた治療と就業の両立支援を効果的に進めるため、大分県下のがん相談支援センター、行政機関、関係団体がネットワークを構築し、両立支援に関する取組の連携及び情報の共有化を図る目的で設置したものです。各団体では、事業場や労働者からの相談に応じています。下記の連絡先まで、気軽にお問合せください。

大分県地域両立支援推進チーム参加機関の名称と相談内容	電話番号(受付時間)
大分産業保健総合支援センター ◇ 事業者に対する啓発セミナーや管理監督者向けの両立支援教育の実施、関係者からの相談、事業場への個別訪問支援、患者（労働者）と事業者との個別調整支援	097-573-8070 (8:30～17:15)
大分大学医学部附属病院 がん相談支援センター ◇ がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-586-6376 (8:30～17:00)
大分県立病院 がん相談支援センター ◇ がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-546-7062 (8:30～17:00)
大分赤十字病院 がん相談支援センター ◇ がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-532-6181 (8:30～17:00)
別府医療センター がん相談支援センター ◇ がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0977-67-1111 (8:30～17:15)
中津市立中津市民病院 がん相談支援センター ◇ がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0979-22-6521 (9:00～17:00)
大分県済生会日田病院 がん相談支援センター ◇ がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0973-22-8772 (9:00～17:00)
南海医療センター 地域医療連携室 ◇ がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0972-22-0577 (8:00～17:00)
大分県 福祉保健部 健康増進室 生活習慣病対策班	097-506-2770 (8:30～17:15)
大分県難病相談・支援センター ◇ 難病患者の療養生活上の悩み・就労等についての相談	097-578-7831 (9:00～17:00)
大分市保健所 保健予防課	097-535-7710 (8:30～17:15)
大分県医師会 地域保健課 ◇ 医療連携センター等の紹介	097-532-9121 (8:30～17:30)
日本労働組合総連合会 大分県連合会 ◇ 地域の働く人たちのよりどころとしての、労働者からの労働相談	0120-154-052 (9:00～17:30)
大分県経営者協会	097-532-4745 (9:00～17:00)
(一社) 大分県労働基準協会 ◇ 労働基準法・労働安全衛生法等の普及、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の開催	097-585-5765 (8:00～17:00)
大分県社会保険労務士会【両立支援関係】総合労働相談ダイヤル ◇ 事業者に対するセミナーの開催、事業者・労働者双方から就業継続等に関する相談	0570-064-794 (10:00～16:00)
(一社) 大分県医療ソーシャルワーカー協会(津久見中央病院 内) ◇ 社会生活と治療の両立支援を行う医療ソーシャルワーカーへの研修や助言相談	0972-82-1123 (8:30～17:00)
(一社) 日本産業カウンセラー協会 九州支部 ◇ 産業に関わる方へのカウンセリングによる個人支援	092-434-4433 (10:00～17:00)
日本キャリア開発協会 申込先 https://www.j-cda.jp/hataarakikata/index.php ◇ 治療と就業の両立に悩んでいる就労者や休退職者の方を対象とした相談 (1回30分の電話無料相談・通話料はご相談者負担、予約制)	左記ウェブサイトから申し込み (10:00～19:00)
全国健康保険協会 大分支部 ◇ 健康宣言事業や健康経営の推進、治療と就業の両立支援に関する取組	097-573-5630 (8:30～17:15)
大分労働局 職業安定部 職業安定課 ◇ 長期にわたる治療等が必要な疾患をもつ求職者に対する就職支援事業の実施	097-535-2090 (8:30～17:15)
ハローワーク大分 ◇ 就職支援ナビゲーターによる、がんまたは肝疾患等の診療連携拠点病院と連携した、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援	097-538-8609 (8:30～17:15)
大分労働局 労働基準部 健康安全課 ◇ 事業場における治療と就業の両立支援指針の周知	097-536-3213 (8:30～17:15)

※ 祝日を除く月曜～金曜日に相談を受けています。受付時間のうち12～13時は昼休みのため受付時間外です。

大分労働局

名 称	所在地・連絡先	管轄区域
大分労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階 ☎097-535-1513	大分市・別府市・杵築市 由布市・国東市・日出町 姫島村
中津労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2階 ☎0979-22-2720	中津市・豊後高田市 宇佐市
佐伯労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階 ☎0972-22-3421	佐伯市・臼杵市 津久見市
日田労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓1-1-61 ☎0973-22-6191	日田市・玖珠町・九重町
豊後大野労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4階 ☎0974-22-0153	竹田市・豊後大野市
大分労働局 労働基準部健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階 ☎097-536-3213	

大分労働局
Instagram



大分労働局

公式YouTubeチャンネル

